

○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業の対象経費例

以下の対象経費以外の経費であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないもので本交付要綱の目的に反しないものであれば対象とする。

- ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- ・外部専門家等による研修実施
- ・(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等
- ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
- ・感染防止を徹底するための面会室の改修費
- ・消毒費用・清掃費用
- ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ・自動車の購入又はリース費用
- ・自転車の購入又はリース費用
- ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)
- ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- ・訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合)
- ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

○在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の対象経費例

「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のような物の購入費用等

なお、以下の対象経費以外の経費であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないもので本交付要綱の目的に反しないものであれば対象とする。

- ・長机
- ・飛沫防止パネル
- ・換気設備
- ・(電動)自転車(リース費用含む)
- ・タブレット等のICT機器(リース費用含む)(通信費用を除く)
- ・感染防止のための内装改修費